

## 社会福祉法人わかば会 行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

期間：2022（令和 4 年）年 4 月 1 日～2027（令和 9 年）年 3 月 31 日

### （目標 1）

計画期間内における有休取得における（率、時期、期間、目的）について、職種間や職員間の偏りを是正する。

#### （取組）

令和 4 年 4 月

- ・ 四半期毎に有給取得状況を調査し、取得率の低い職種の管理職へ指導を行い、業務の分担や見直しを行う。

令和 4 年 10 月

- ・ 職種間における業務・勤務体制の違い等を共有する機会（会議等）を設け、職種による有給取得の偏りを是正、職種間の連携（協力）を進める。

### （目標 2）

女性社員の育児休業取得率 100%を維持するとともに、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として代替要員の確保・業務内容、業務体制の見直しを行う。

#### （取組）

令和 4 年 4 月

- ・ 相談窓口の設置

令和 4 年 4 月

- ・ 対象者に対して、育児休業・職場復帰に関しての希望事項が記入できる申請様式を作成する。

令和 4 年 10 月

- ・ 育児休業取得希望者に対し代替要員の確保に努める

### （目標 3）

計画期間内において、女性の管理職（主幹以上）を 1 名、役員を 1 名以上増やす。

#### （取組）

令和 5 年 4 月

- ・ 女性管理職、役員候補者の把握と計画的な育成に努める。

令和 5 年 6 月

- ・ PDCA サイクルに基づき、理事会等で進捗を確認しながら登用準備を行う。